

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定及び公文書不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年7月16日付けで、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「『沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』に関するもの全て。メール、メモ、資料、議事録、議事要旨、録音・録画データを含むが、それに限定しない。ただし、7月16日に女性力・平和推進課が取材に対して提供した資料を除く。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書として以下の文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、(1)及び(2)について、条例第7条第6号及び第7号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、令和3年8月2日付けで公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行い、(3)及び(4)について、条例第7条第6号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、令和3年8月2日付けで公文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。

また、(5)、(6)及び(7)について、令和3年8月2日付けで公文書開示決定を行った。

- (1) 「『第1回沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』参考資料2（委員名簿）」
- (2) 「『沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』開催に係る委員へのメール」
- (3) 「『第1回沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』議事録、議事概要」
- (4) 「『第2回沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』資料1（県におけるヘイトスピーチ対策の課題への第1回会議での主な意見）、議事概要」
- (5) 「『第1回沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』資料4（県におけるヘイトスピーチの課題について）」
- (6) 「『第1回沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』参考資料13（ヘイトスピーチに係る市町村アンケート調査結果）」
- (7) 「『第2回沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』参考資料14（ヘイトスピーチに係る市町村アンケート調査結果）」

備検討会議』資料2（県におけるヘイトスピーチ対策の課題への検討事項について）」

3 審査請求

審査請求人は、本件部分開示決定及び本件不開示決定処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年8月11日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和4年5月12日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

不開示処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

2 審査請求の理由（要旨）

沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議（以下「本件準備検討会議」という。）は、沖縄県におけるヘイトスピーチ規制の基本的方向性について検討する場である。議事内容には県民の関心が寄せられており、公益性が極めて高い。本件準備検討会議における各委員の発言は専門家として公費支出を受ける対価として知見を提供するものであり、氏名、役職名が公開されたからといって左右される性格のものではなく、左右されるべきでもない。実施機関は不開示の理由として条例第7条第6号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」をいうが、その主張には理由がない。委員と職員のメールアドレスの不開示については争わない。

不開示とされた議事録及び議事概要については、実施機関の施策の基本的方向性を規定する可能性がある専門家の意見、あるいは事務局である実施機関の見解は広く公開し、外部の検証を可能にしてこそ、妥当性が担保される。実施機関はここでも条例第7条第6号を挙げるが、「不当に損なわれる」ことの合理的説明もなく、単に意見交換や意思決定前の段階であることを理由に不開示とするのは、「県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資する」条例の精神に反する。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、適正な意思決定手続の確保のため、不開示の決定は妥当なものである。

2 弁明の内容

実施機関は、不当な差別的言動の解消に向けて、ヘイトスピーチを規制する条例（以下「ヘイトスピーチ規制条例」という。）の制定も含めどのような対策が必要

か等の検討を行うに当たり、法制面からの課題が多いことから、論点を整理するため、本件準備検討会議を設け、有識者から意見を聴取することとした。

本件準備検討会議は、実施機関の具体的な意思決定の前段階としての施策の選択肢に関する自由討議の場であり、審査請求人が主張する「沖縄県におけるヘイトスピーチ規制の基本的方向性について検討する場」とは異なるものである。自由討議の場において、率直な意見の交換が必要なため、本件準備検討会議の内容及び委員の氏名を非公表とした。

施策の検討がまだ十分でない未成熟な情報である本件準備検討会議の議事録等及び委員の氏名が公になることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、適正な意思決定手続の確保のため、不開示の決定は妥当なものである。

なお、本件準備検討会議は概ね意見を聴取できたことから、本件準備検討会議を終了とし要旨を取りまとめた。ヘイトスピーチ規制条例制定後には、基礎資料のひとつである本件準備検討会議の議事録等は開示できるものと考えている。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

本件準備検討会議の内容及び委員の氏名の公表によって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性がなぜ「不当に損なわれる」おそれがあるのか、なお具体的な説明がない。抽象的なおそれのみを理由に不開示とするのは、「県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資する」条例の精神に反する。

実施機関は本件準備検討会議が「県の具体的な意思決定の前段階としての施策の選択肢に関する自由討議の場」であると主張するが、そうであったとしても、「県の施策の基本的方向性を規定する可能性がある専門家の意見、あるいは事務局である県の見解」が含まれることに変わりはなく、また「公益性が極めて高い」ことも同様である。

実施機関はヘイトスピーチ規制条例制定後には「議事録等は開示できるものと考えている」と述べるが、むしろヘイトスピーチ規制条例制定以前にこそ、検討過程を広く公開し、外部の検証を可能にし、施策の妥当性を担保する必要がある。そのことが条例の精神にも沿うことになる。

第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

1 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする観点から定められたものである。

同号は、行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の行政における内部情報の中には、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、未成熟な情報が確定した情報と誤解され県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、又は特定の者に不当に利益を与え若

しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、これらの情報については不開示とするものである。

2 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件公文書は、実施機関の具体的な意思決定の前段階としての施策の選択肢に関する自由討議の場として設けた本件準備検討会議に関するものであり、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、前記第2の2(1)のうちの委員名簿に係る部分、同(2)のうちの委員と実施機関の職員間のメールの一部の内容、同(3)及び同(4)について、条例第7条第6号に該当することを根拠に不開示としている。

審査会において実施機関に確認したところ、本件準備検討会議は、委員の氏名を含めて非公開前提で行う旨の事前説明を委員に対して行い、様々な観点から自由に議論するため各委員を参集したとの説明があった。

また、審査会において本件公文書を確認したところ、本件準備検討会議における議事の内容は、県内におけるヘイトスピーチ対策としての条例制定の必要性や規制のあり方等について、各分野の委員から様々な意見を聴取し自由な議論がなされているものであることが確認できた。当該会議の性質に照らすと、実施機関の具体的な意思決定の前段階としての施策の選択肢に関する自由討議の場として設けた非公開の会議であったという実施機関の説明は合理性を有する。さらに、差別的言動に関する対策等といったセンシティブな事柄に係る討議が行われていることを踏まえると、公にすることで外部からの干渉、圧力等により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることは否定できないことから、本件公文書は同号に掲げる情報に該当する。

したがって、実施機関が当該部分を不開示としたことは妥当である。

3 条例第7条第7号について

条例第7条第7号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

同号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

4 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、本件公文書に含まれる情報のうち、実施機関の職員のメールアドレスについて、公にすることにより職員個人に対し不特定多数の者から業務目的以外のメールが送信される等の事態が想定され、業務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第7条第7号に該当することを根拠に不開示としている。

実施機関の職員のメールアドレスは、各職員に対し職務遂行のために付与された

ものであることから、実施機関の事務又は事業に関する情報である。

また、当該メールアドレスが公にされた場合、実施機関がいうように不特定多数の者から業務目的以外のメールが送信される等の事態が起きることが想定され、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。よって、同号本文に掲げる情報に該当する。

したがって、実施機関が当該部分を不開示としたことは妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長 ※令和6年1月31日まで
柴田 優人	沖縄国際大学講師	※令和6年2月1日以降
仲村 剛	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月20日以降)
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月19日まで) 会長 (令和6年2月20日以降)
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年5月12日	諮問書受理
令和5年7月26日	審議（第346回）
令和5年10月27日	審議（第349回）
令和6年4月24日	審議（第355回）
令和6年5月29日	審議（第356回）
令和6年6月26日	審議（第357回）
令和6年7月29日	審議（第358回）